

環境省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
352	狩猟免許の有効期間の延長	有害鳥獣、個体数調整捕獲等に従事する者が所有する狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。	人口減少社会の本格到来により、中山間地域の山林管理が不十分で、鳥獣被害が都市部にまで拡大している。本県の狩猟者登録数は、昭和53年度から年々減少し、平成24年度ではピーク時の約1/3となっているところ、有害鳥獣対策としての狩猟者の確保は、喫緊の課題である。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められているが、これを有害鳥獣駆除のための人材確保を必要とする地域ニーズに応じて、4年、5年と延長できるよう、地域において免許期限を延長できるように、法律の縛りを解除し、地域の判断で設定できることとすること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条第2項		環境省	徳島県、兵庫県	C 対応不可	<p>狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。狩猟免許の有効期間は、銃刀法に基づく銃の所持許可の有効期間との整合等を踏まえ、3年となっている。</p> <p>現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対策がますます重要となっている。</p> <p>現状においては、狩猟免許者の約7割が60歳代以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらの者に係る狩猟の適性を確認し、不適格者を発見する機会を減少させることになるため、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではないと考えている。</p> <p>なお、狩猟者の育成という観点からも、改正鳥獣法では、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、安全対策をしっかりと講じた上で狩猟者の人材育成を図ることとしている。</p>	銃刀法に基づく猟銃及び空気銃の許可の有効期間は、許可を受けた日又は許可の有効期間が満了した日の後のその人の3回目の誕生日が経過するまでの間であり、必ずしも狩猟免許の有効期間と一致するものではない。それぞれの更新手続が行われる場所は同一(ワンストップサービス)ではないため、狩猟免許の有効期間を延長することについて、免許所持者のデメリットはなく、あえて銃の所持許可の有効期間との整合を図る必要はないものと考えている。	また、狩猟における安全確保の点においては、更新時の本人の健康状態等により期間延長を選択できる制度を導入することも考えられる。		狩猟者の事故防止等安全確保の方策を構築しつつ、狩猟免許の有効期間の延長を検討するべきである。	
617	狩猟免許の有効期間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許の内、比較的安全なわなと網の免許について、有効期間を6年に延長すること。	<p>【支障・制度改正の必要性】</p> <p>近年、野生鳥獣による農作物等への被害が増加する中、農作物と集落を守るため、有害鳥獣捕獲を目的に、農業者や地域住民自らがわな免許を取り「捕獲隊」など捕獲組織を作り対策を行っており、毎年約3万頭のイノシシが捕獲されている。捕獲されるイノシシの約96%が有害鳥獣捕獲によるもので、さらにその約94%がわなによる捕獲である。</p> <p>現在長崎県では、狩猟免許取得や捕獲技術向上への支援を実施し、新規の免許所持者を増やしているが、捕獲の実践不足や高齢化等で免許を手放す者も多い状況である。</p> <p>新規に免許を取得しても、3年間では捕獲技術が上達できない初心者や、高齢で引退する熟練者等は、更新手続きや経費負担が必要となる3年に1回の更新をきっかけに免許を手放してしまう事例が多い。狩猟免許の更新時には、適性検査と併せ、法令や安全対策等の講習が実施される。</p> <p>近年の銃猟による狩猟事故に対し、比較的安全なわなと網の免許については有効期間を延長し、狩猟者の確保を図ることを提案します。</p> <p>なお、わな免許と銃猟免許の両方を所持する者が同時更新を可能とするために、5年ではなく6年とする。</p>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条		環境省	長崎県	C 対応不可	<p>狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。</p> <p>現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対策がますます重要となっている。</p> <p>現状においては、狩猟免許者の約7割が60歳代以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらの者に係る狩猟の適性を確認し、不適格者を発見する機会を減少させることになるため、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではないと考えている。</p> <p>なお、狩猟者の育成という観点からも、改正鳥獣法では、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、安全対策をしっかりと講じた上で狩猟者の人材育成を図ることとしている。</p>	重大な人身事故は銃猟でおきている。更新期間延長を65歳までの措置とするなど、年齢による更新期間を規定することも検討して欲しい。又は、一律6年にした場合、65歳を超えた方は、中間年に更新試験に準ずる講習を受けさせるなどの措置を行うことで対応できる。改正鳥獣法では、安全対策も踏まえ網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、更新期間についても安全対策上、銃猟免許を除く網猟免許及びわな猟免許の期間延長を望む。		狩猟者の事故防止等安全確保の方策を構築しつつ、狩猟免許の有効期間の延長を検討するべきである。		

環境省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平30>として併記 ※令和元対応方針(令和.12.23閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<令和>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分	回答	措置方法(検討状況)	実施(予定)時期		これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
352	【全国市長会】 有害鳥獣駆除には、銃器等厳格な取り扱いが必要となる器具もあることから、駆除従事者の資質確認のための狩猟免許の更新の延長については、慎重な検討を求める。		○ 狩猟における事故の発生状況(事故件数、死傷者数(自殺者を除く))及び狩猟免許の取消件数を、猟の種別(銃・わな・網)及び免許保持者の年齢層別に示していただきたい(直近の過去5年度分)。 ○ 狩猟免許の有効期間延長により、狩猟に必要な能力が不足している者を発見する機会が減少し、安全確保が困難になることを貴省は懸念しているが、例えば、比較的危険性の低い猟法(わな猟、網猟)に限って免許期間を延長する、高齢者以外の年齢層で免許期間を延長する、一定年数以上、事故・違反を起こしていない狩猟者について免許期間を延長する等の弾力的な免許制度とすることで、安全確保を図りつつ狩猟免許保持者の人材を確保すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	わな猟については、近年、くくりわなに小学生や高齢者がかかる人身事故が毎年発生しており、さらに、近年のわな猟免許者の急増(H19:約52000人→H23:約73000人)に伴い、このような事故も今後増加することが懸念されている。 また、本件は被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手を確保するための提案と理解しているが、そもそも網猟は、全国的に甚大な被害を及ぼしているシカやイノシシ等の獣類を捕獲するための猟法ではなく、捕獲実績もこれまで報告されていない。このため、網猟免許の期間の延長は、その意義が不明であるにも関わらず、不適格者の発見機会を減らすことになる。 また、別添資料のとおり、高齢者以外の年齢層であっても事故は発生しており、高齢者以外の免許期間を延長することは、安全確保上、問題がある。 さらに、近年の傾向として、熟練者であり、過去に事故を起こしていない狩猟者であっても、事故を起こしている事例が散見されている。例えば、今年度既に発生している死亡事故の加害者は、地域における捕獲の指導的立場である者であったと聞いている。また、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行う非常勤公務員による事故も発生している。 近年の事故発生状況は微増傾向にあり、一般人を巻き込む死亡・重傷事故も発生している。今後は捕獲を一層推進していく必要がある一方、このような状況においては、安全確保に係る対策の徹底・強化が不可欠であり、昨年度には、警察庁等の関係機関と連携して事故防止に係る緊急対策会議を全国で開催したほか、現在も引き続き対策の強化を検討しているところである。 猟具の使用に係る危険の予防は、鳥獣保護法の目的の一つである。安全確保に係る対策の徹底・強化が求められている現状において、免許期間の延長により不適格者の発見機会を減少させることは、法の趣旨に反するものと考えられることから、環境省としては受け入れられない。	6【環境省】 (5)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。	検討中	措置の可否や時期、方法も含め、検討中	・平成28年度、都道府県担当者を対象に、狩猟免許の有効期間に関する今後のあり方についてアンケートを実施。 ・上記により得た情報を踏まえ、過去に複数回の検討会を開催し、狩猟免許の有効期間について安全を確保する観点から議論を行い、最近では平成31年1月、平成31年2月の検討会において課題の整理等を行うなど有識者を交え議論を進めている。(令和元年度も検討会において議論する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、検討会開催は延期となっている。)	令和2年度も引き続き、有識者を交え検討を進める。	
617	【全国市長会】 有害鳥獣駆除には、銃器等厳格な取り扱いが必要となる器具もあることから、駆除従事者の資質確認のための狩猟免許の更新の延長については、慎重な検討を求める。		○ 狩猟における事故の発生状況(事故件数、死傷者数(自殺者を除く))及び狩猟免許の取消件数を、猟の種別(銃・わな・網)及び免許保持者の年齢層別に示していただきたい(直近の過去5年度分)。 ○ 狩猟免許の有効期間延長により、狩猟に必要な能力が不足している者を発見する機会が減少し、安全確保が困難になることを貴省は懸念しているが、例えば、比較的危険性の低い猟法(わな猟、網猟)に限って免許期間を延長する、高齢者以外の年齢層で免許期間を延長する、一定年数以上、事故・違反を起こしていない狩猟者について免許期間を延長する等の弾力的な免許制度とすることで、安全確保を図りつつ狩猟免許保持者の人材を確保すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	わな猟については、近年、くくりわなに小学生や高齢者がかかる人身事故が毎年発生しており、さらに、近年のわな猟免許者の急増(H19:約52000人→H23:約73000人)に伴い、このような事故も今後増加することが懸念されている。 また、本件は被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手を確保するための提案と理解しているが、そもそも網猟は、全国的に甚大な被害を及ぼしているシカやイノシシ等の獣類を捕獲するための猟法ではなく、捕獲実績もこれまで報告されていない。このため、網猟免許の期間の延長は、その意義が不明であるにも関わらず、不適格者の発見機会を減らすことになる。 また、別添資料のとおり、高齢者以外の年齢層であっても事故は発生しており、高齢者以外の免許期間を延長することは、安全確保上、問題がある。 さらに、近年の傾向として、熟練者であり、過去に事故を起こしていない狩猟者であっても、事故を起こしている事例が散見されている。例えば、今年度既に発生している死亡事故の加害者は、地域における捕獲の指導的立場である者であったと聞いている。また、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行う非常勤公務員による事故も発生している。 近年の事故発生状況は微増傾向にあり、一般人を巻き込む死亡・重傷事故も発生している。今後は捕獲を一層推進していく必要がある一方、このような状況においては、安全確保に係る対策の徹底・強化が不可欠であり、昨年度には、警察庁等の関係機関と連携して事故防止に係る緊急対策会議を全国で開催したほか、現在も引き続き対策の強化を検討しているところである。 猟具の使用に係る危険の予防は、鳥獣保護法の目的の一つである。安全確保に係る対策の徹底・強化が求められている現状において、免許期間の延長により不適格者の発見機会を減少させることは、法の趣旨に反するものと考えられることから、環境省としては受け入れられない。	[再掲] 6【環境省】 (5)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。	検討中	措置の可否や時期、方法も含め、検討中	・平成28年度、都道府県担当者を対象に、狩猟免許の有効期間に関する今後のあり方についてアンケートを実施。 ・上記により得た情報を踏まえ、過去に複数回の検討会を開催し、狩猟免許の有効期間について安全を確保する観点から議論を行い、最近では平成31年1月、平成31年2月の検討会において課題の整理等を行うなど有識者を交え議論を進めている。(令和元年度も検討会において議論する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、検討会開催は延期となっている。)	令和2年度も引き続き、有識者を交え検討を進める。	